

利益相反（Conflict of Interest：COI）に関する指針

序文

現代の医療・看護を取り巻く環境は、社会の高度化とともに複雑さを増し、研究活動、臨床実践、教育、政策形成等のあらゆる領域において、多様な主体が関わるようになってきている。高度実践看護においては、専門的判断に基づく高度な自律性、倫理性、科学的根拠に基づく実践を基盤としており、社会から高い説明責任と透明性が求められている。

一般社団法人日本高度実践看護学会（以下「本会」という。）は、会員の学術的探究と高度実践看護の発展が、公正で開かれた環境のもとで行われることを重視している。外部資金や産学連携の活発化、学術活動の多様化が進む中で、専門職としての判断が外部の利害関係によって影響を受けてはならず、またそのような疑念を生じさせることがあってはならない。

利益相反（Conflict of Interest：COI）は、研究や実践、学会活動において必ずしも不当な行為を意味するものではなく、学術活動の自然な結果として生じうるものである。しかし、COI が適切に管理されなければ、学術的判断の信頼性が損なわれ、ひいては高度実践看護の専門性と社会的信頼の低下につながるおそれがある。

本指針は、会員および本会に関わるすべての者が、学術活動と社会的責務との間に生じ得る利益相反を適切に開示・管理するための枠組みを示すものである。これにより、高度実践看護の推進に必要な公正性・中立性・透明性を確保し、学会としての説明責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えることを目的とする。

本会は、ここに定める利益相反指針を遵守し、健全で信頼される学術活動を継続的に推進する。

第1条（目的）

本指針は、本会が行う学術活動および運営における客観性、中立性および透明性を確保し、社会からの信頼を維持することを目的として、利益相反（Conflict of Interest：以下「COI」という。）の適切な開示および管理に関する基本的事項を定める。

第2条（定義）

- 1 本指針における COI とは、学会活動に関し、会員又は関係者が企業、団体その他の外部組織との関係により、私的利益と公的責務が競合し、学術的判断又は学会運営に影響を及ぼすおそれのある状態をいう。

2 COI には、金銭的利益（研究費、謝金、報酬、株式、特許料等）に加え、役職、顧問契約、家族又は近親者の関係等、非金銭的利益を含むものとする。

3 組織 COI とは、申告者が所属する組織・部門またはその長が企業・団体との間に有する利益関係により、申告者の学術的判断や学会活動に影響を及ぼすおそれのある状態をいう。

第3条（適用範囲）

本指針は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 理事、監事、評議員、委員会委員長及び委員等
- (2) 学術集会長
- (3) 学会誌査読者
- (4) 学術集会、学会主催セミナー等における演者・発表者
- (5) 学会誌等へ論文投稿する著者
- (6) 研究倫理審査申請者
- (7) ガイドライン、声明、報告書等の作成に関与する者
- (8) その他、理事会が申告を必要と認めた者

第4条（申告対象事項）

1 申告すべき COI は、原則として以下の事項とする。

- (1) 企業又は団体から受けた研究費、奨学寄附金、共同研究費等の提供
- (2) 講演料、執筆料、コンサルティング料、顧問料等の謝金
- (3) 株式、持分、ストックオプション等の保有並びに特許使用料等の収入
- (4) 企業又は団体からの寄付、物品提供、機器提供等
- (5) 配偶者、親族等の家族が上記に該当する場合
- (6) その他、学会活動に影響を及ぼす可能性のある関係

2 申告に際しては、金額又は規模を区分して記載するものとする。具体的な申告基準は細則において定める。ただし、理事会が特に必要と認める場合は、個別の金額開示を求めることができる。

第5条（申告の時期）

1 対象者は、次の各号に掲げる時期に COI の申告を行わなければならない。

- (1) 就任又は任命時
- (2) 毎年度の更新時

(3) 学術集会への演題登録時

(4) 機関誌等への論文投稿時

2 申告後に新たな COI が生じた場合又は申告内容に変更が生じた場合は、当該事実発生後速やかに追加又は修正の申告を行わなければならない。

第6条（申告方法）

COI の申告は、本会が定める様式（電子申告を含む。）により行うものとする。

第7条（倫理委員会の役割）

1 本会に、COI の開示および管理に関する事項を審議するため、倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は、申告内容の確認、COI の程度に応じた管理措置の検討、及び必要な助言を行う。

3 倫理委員会は、活動の性質に応じて、編集委員会、学術集会長、その他の委員会に対し、COI 審査に関する権限を委任することができる。

4 倫理委員会の構成、運営、議決方法その他必要な事項は、別に定める。

第8条（管理措置）

1 委員会は、申告された COI の内容及び影響の程度に応じて、次の措置を講じることができる。

(1) COI の公開（学会ウェブサイト、プログラム、論文等への記載）

(2) 当該事案に関する審議、査読、決定等からの一部又は全部の除外

(3) 第三者による追加審査又はレビューの実施

(4) その他、透明性確保のために理事会が必要と認める措置

2 深刻な COI 状態（可能性を含む）が認められ、学会活動への影響が大きいと判断される場合、理事会は倫理委員会の意見を踏まえて、役職の停止又は変更を求めることができる。

第9条（公開）

1 学術集会における発表者は、発表スライドの冒頭、ポスターの場合は任意の位置に COI 開示を明示しなければならない。

2 論文投稿者は、機関誌が定める形式に従い、原稿内に COI 開示を記載しなければならない。

3 本会が必要と認めた場合、申告内容の一部を会員または社会に開示することができる。

第10条（違反及び対応）

1 虚偽の申告、未申告、又は不適切な申告が判明した場合、理事会は事実確認の上、次の措置のいずれかを講じることができる。

- (1) 注意又は是正指示
- (2) 申告内容の公開
- (3) 役職の停止、解任又は辞任の勧告
- (4) 論文掲載の差し止め又は撤回の求め
- (5) 会員資格の停止又は除名
- (6) その他必要と認める措置

2 対象者には、必要に応じて意見表明の機会を与えるものとする。不服申立てに関する手続きは、細則において定める。

第11条（個人情報の保護）

COI 申告により得られた個人情報は、本指針に基づく管理及び審査の目的の範囲内でのみ使用し、適切に保管・管理するものとする。

第12条（教育及び啓発）

本会は、会員及び関係者に対し、COI に関する理解を促進するため、研修、説明資料、FAQ 等の作成・提供を行うものとする。

第13条（見直し）

本指針は、社会情勢、関連学会の動向及び学会運営の状況を踏まえ、必要に応じて理事会の議決により改定するものとする。

附 則

本指針は、令和8年6月2日から施行する。